

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時一分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭でございます。よろしくお願いいいたします。

質疑に先立ちまして、これまで過労死あるいは過労自死された全ての皆様に対して、心より御冥福をお祈り申し上げます。それだけこれは重い法案だというふうに思っております。

まずは、政策の立案の前提となるデータについて質問をさせていただきたいと思えます。

御存じのように、平成二十五年度労働時間等総合実態調査、平成二十五年調査というふうに呼ばせていただきますけれども、これは単なる調査ではありませんで、これは加藤大臣もよく御存じのように、まずもって閣議決定で、早急に実態把握調査、分析を実施しなさいということで、まず調査の前に閣議決定で調査を命じられた調査が平成二十五年度調査でございます。そして、これは

この委員会でも何度も引用されている二〇一三年の九月二十七日の百三回労働審分科会で、議論の出発点にしていたきたいと、この調査を。つまり、この調査というのは、一調査じゃなくて、全体を俯瞰するための前提となる大切な調査であるということを押さえなければならぬ。

労働審、私、全部議事録を読んでみましたら、この二十五年度調査というタイトルが、委員の先生から、あるいは役所から言及されているだけ、検索してピクアップをしているだけでも七回ございまして、それ以外、この調査名を言わないでデータだけを引用した議論はもつと無数にあるというふうに思うわけでございます。

まず大臣にお伺いしたいのは、二千五百件、二千五百事業所は除いたと。これは私も除いたものを、何を除いたのかと見てみますと、一日の残業時間が二十四時間以上だったとか、あるいは一日の残業時間と一カ月の残業時間でいえば一日の残業時間が長い。はつきり言って、子供でも、子供と言うと失礼なんですけれども、子供でもわかるおかしな、もう誰が見てもわかるおかしなものは、それが二千五百事業所あったと。あとの九千事業所は確かだということじゃないんですね。

つまり、一見、その数字は一応常識的な線にはおさまっているけれども、これだけ、二割もずさんだったから、九千が正しいとはもちろん言えないのでございますが、加藤大臣はぶら下がりでこうおっしゃっているんですね。結果においてそう大きな変化があると認識していいかと。つまり、二千五百件を除いて試算をし直すと、大きな変化

でない、つまり九千事業所を正しいという前提で発言をされておられるんですけども、九千の事業所が正しいという根拠はどこにあるんですか。

○加藤国務大臣 これは、通常の統計をとるときもそうでありませけれども、エラーチェックというのをするわけでありまして、そしてエラーチェックをしたものをベースに議論をしていく、これは一般的なことなんだろうと思えます。

今回の平成二十五年度のこの調査において、一応、こういったデータが入っていたら除外する、そして確認するという作業を一部してはいたんですけども、それが決して十分ではなかったということ、本来合理的でないような、そうしたものがこの中に含まれていたということでありまして……（長妻委員「九千件が正しい理由」と呼ぶ）いや、ですから、含まれていたということ、今回それを抜かせていただいたということで、このデータについては、今申し上げましたように、明らかに異常値であるという、そうした例を、要するに、「エラーチェック……」（長妻委員「九千件が正しいか」と呼ぶ）いや、したがって、エラーチェックとしてすべきものとして我々が考えたもの、それを全部除外して出させていたということでありませから、それにおいては、精査前に比べて、一定の、そうした意味での前進はあったというふうに思うわけでありませけれども。

ただ、そもそも統計でありますから、統計というものは、そういった形で、まず一定のおかしなデータを外して、そしてその上で判断するという、そういった手法を今回も更に精緻にやらせていた

だいた、こういうことであります。

○長妻委員 私も統計の専門家にお伺いしました、何人か。そうしたら、正式に発表する前に、幾ばくかのおかしなデータがある、これは必ず除いて、そして正式に発表する。正式に発表されたものの中に二割もおかしなものがあるというのは、これは驚きだということでございまして、今、大臣、おかしな答弁をされました。二千五百件を除いたら一定の前進があったと。だから、一定の前進があったということは、九千件も怪しいということですね。

○加藤国務大臣 いや、ですから、今回のデータにおいては、異常値である蓋然性というものを外すということで、さらに、論理的におかしいものはないかということでチェックをさせていただいた、そういった意味で前進をしている、こういうふうに申し上げたわけでありませう。

○長妻委員 これは、二割間違えた原因も解明していないまま、じゃ、異常値以外は一応その時間常識的な線におさまっているから正しい、こういう推定というのはできないですよ、九千事業所これは与党、どう思われますか。

原因がわかればいいですよ。例えば、ある労基署がいいかげんにやっちゃった、そこだけがおかしい、あとは正しいのならいいですけども、原因も何もわからない、それで、九千件は正しいという前提で試算し直して出してくるといのは、非常に腑に落ちないわけでありませう、大臣も、今おっしゃれないわけですよ、九千件は自信を持って正しいデータですと言えないわけですよ、

ももごおっしゃっておられて。

それで、私が国会で質問を二月二十六日にした回答がまだなんですよ。これは同時にいただいたかったんですが、どういうことかといいますと、監督官の調査手法について私、質問して、調査をいただくというようなお話をいただいたんですけども、まだ出ていない。

つまり、例えばきょうの毎日新聞にも出ておりました。当時の調査をした労基署の監督官の取材に基づいた発言が出ていましたが、「時間が十分に取れず、皆さんの調査になつてしまった」「移動時間や報告書の作成時間を含め、一社あたり二時間で済ませるよう」などの指示を受けたと。そして、中日新聞、ことしの二月二十五日には、見出しで、「時間取れず 皆さんの調査に」担当監督官が証言」というような見出しで、この

監督官が証言しているのは、一日で五社を回らなければならぬ、企業が必要な資料を準備しておらず、正確な労働時間分布を調べられなかった、こういうふうにご答弁されているわけでありまして、ほとんどみんな、監督官がこういう非常にきちんと調べられない体制に基づいて調査をしていたとしたら、これは全部やり直しじゃないですか。

私が、二月二十六日に、東京新聞、まあ中日新聞ですけれども、この報道をもとに質問しました。本当に監督官の調査は大丈夫ですかと言いましたら、加藤大臣は、こうしたこともございます、また委員からございますので、私どもとしては、こうした各署におけるそうした状況についてしっかりと把握をしていきたいと。それで、私が第三

者を入れた調査を求めると、委員が御指摘のように、その実態がどうなっていたのか、しっかりと把握して、適切に行っていたのか、その把握に努めたいと思います、こういうふうにご答弁されておられる。

翌日、記者会見、二月二十七日。加藤大臣は、労働局における把握については、一件について一人日がベースとなつておりますので、一人日は恐らく八時間ぐらいだと思えます。つまり、ルールとしては、一社一日かける、こういうルールだつた。それで、労働局から聞いている限りにおいては、実績もそうだといいことをヒアリングしているところではありますが、あわせて、監督署においてどうだったか、確認をしていきたい、こういうふうにご答弁されているんですよ。

これは、本来は、きのう、このデータの報告書を出すときに、同時に、監督官も信頼性があつたんだという調査結果を出さないと、あるいはなかったのかどうかわかりませんけれども、いけないんじゃないでしょうか。この調査は一体どうなつちゃっているんですよ。

○加藤国務大臣 今の御指摘は、ことしの二月の二十六日の予算委員会、長妻委員との間のやりとりということでありました。

そういった意味では、長妻委員から御質問をいただいておりますので、長妻委員に事前に御報告をしておくべきだったということ、これは反省をさせていただきたいというふうに思います。

労働時間等総合実態調査は、臨検監督により実施するように指示を行っており、これは要するに

直接乗り込んでということですが、各労働局においては、一件当たり一日程度を前提として実施するというようにしていたわけでありませう。

労働時間等総合実態調査は、全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問し、事業場からの聞き取りを行い、関係書類を確認し、労働時間を調査する方法で実施しております。

局レベルについてのことは、そのときに御報告をいたしました。

その後、署レベルについて実態把握を行いました。これは三百二十一署のうち三百十三署において一件一日以上、残り二・五％に当たる八署においても〇・九人日となっておりますから、平均でいくと一・一人日ぐらいであったというふうなことを確認しておるところでございます。

○長妻委員 これは文書で調査要請をしたんですか。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 それぞれの労働局がそれぞれの署にある書類をチェックして出してきた数字であります。

○長妻委員 いやいや、だから、調査依頼は文書でされたんですか。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 本省から各局に電話にて連絡をし、また、数字は電話にて聴取をさせていただいた、こういうことであります。

○長妻委員 ちょっと耳を疑うんですけども、電話で。

では、本部から四十七の労働局に電話して、その労働局がそれぞれの署に電話をした、それで戻ってきた。そうすると、調査も電話、結果も電話、何もない。ちょっとこれはあり得ないです、あり得ない。

○加藤国務大臣 ですから、四十七の労働局に対しては電話にて指示をし、そして労働局においては、それぞれ署から資料等をとって、それを具体的にチェックをし、その結果についてまた労働局から本省の方に電話にて報告があった、こういうふうに承知しております。

○長妻委員 そうすると、当時調査に当たった監督官全員にヒアリングはしていないわけですか。

○加藤国務大臣 これは、局にあるそれぞれの関係書類を確認をして、そして労働時間を調査した、こういうことであります。一件当たりどのくらいやったかということ把握した、こういうことであります。

○長妻委員 これは、ちょっと聞きますと、中に調査は電話でしたというふうにおっしゃっておられる方もいます。電話でしたけれども、締切り期間を聞いたならば、これはできるだけ早く教えてくださいということ、基本的にその日か翌日か、一兩日中に回答があったと言うんですよ、四十七都道府県から。

これは一日で、そんなすぐわかるんですかね、電話で回答が。締切りはどのくらいの期間を設けたんですか。

○加藤国務大臣 済みません、今委員が言われていたのは、私どもが電話でしたと今委員がおっしゃった、それは、今言った、各局に各署を言っても、最初の段階で局にお聞きしましたから、その段階では局から一定の時間もいただいで、最初の段階です、二月の二十六日でした、最初に御質問いただいたときに、それは局に聞いてすぐ資料を上げるといふことで、そのぐらゐのタイムだと思えますが、委員御指摘のは、今私が説明した件について御指摘されていきますか。

○長妻委員 いや、私が聞いたのは、本省から四十七都道府県に電話で依頼をしたということなんです、電話で依頼して、では、いつまでに回答くださいと四十七都道府県に期限を設定したんですか。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 基本的に、局においてそうした資料が、最初にお答えしたのは、局でまとめた総括表から答弁をさせていただきました。その後、各署ごとにそうした資料を、これは局において把握しておりますから、それを各局において何件やっ、それに何人日かかっているか、そういう資料があつて、それで、それを速やかに報告をし

てほしいということ、大体数日以内に各局から上がってきたというふうに承知をしております。

○長妻委員 私も、レクチャーを受けたときには、基本的には翌日まで、当日か翌日に回答が来たというふうに聞きまして、そして、一切書類は残っていないと。指示も電話、回答も電話、これは私にわかには信じられないんですね、ちゃんとしたのかどうかというのが。

そうすると、その帳簿を確認したようなことを加藤大臣はおっしゃられましたけれども、それを提出いただけませんか、企業名は隠していただいても。どのぐらいの時間をかけたのかというのをチェックしたとおっしゃられておられますので。

○加藤国務大臣 それは、監督署において何にどういう時間配分をしているか、そのものを示すわけですから、監督指導の実態そのものをつまびらかにするという資料でありますので、それをお出しするというのは控えさせていたいただきたいと思いません。

○長妻委員 いや、だから、会社名は別に書かずに。

今回の調査に当たって、先ほど○九人日とかおっしゃいましたよね。では、○九人日の内訳をいただけますか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、今申し上げたのは、具体的にどういう計画をし、どういうふうにさまざまな監督指導に当たって、件数をし、それに対して人目をかけているか、そういう、それぞれの署ごとのそうした状況を持っているわけですね、各署ごとに集計をし、そして、それが局に

上がってきていますから。

その中で、今申し上げた労働時間等の監督的指導に当たったもの、それは本件でありますから、それがどれだかをピックアップして、それを局でまとめ、そして本省において報告をされたということでありまして、これは、今委員御指摘のように、各企業ごとではなくて、各労働監督署ごとにどういうふうにやったのか、そういう資料であります、その資料は、今申し上げた、それ以外にもいろいろなことがありますので、それを出すということとは、結果的に各監督署でどういう監督指導を行っているかということを示すことになるので、それは控えさせていただきたいということをお申し上げしているわけです。

○長妻委員 全然答えていないんですねよ。○九人日の内容、内訳、どうやって○九人日が出たのか、これをお示しくささいと言っているわけですね。

○加藤国務大臣 ですから、どれだけの件数をやり、そしてそれだけに……（長妻委員「資料を出してください、資料を」と呼ぶ）いや、だから、何人日かけているか、その資料から出しているわけでありまして、申しわけないですけれども、これ自体を出すということは、今申し上げた、署における実態を踏まえて、署における活動そのものをお出しをするわけでありまして、それは控えさせていただきたいということをお申し上げしているわけです。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 済みません。

私が申し上げているのは、委員は原本をという御指摘だと思しますので……（長妻委員「言っていないでしょう、そんなこと。原本なんていつ言っただんですか」と呼ぶ）だから、原本ということであれば、お出しするのは難しいということをお申し上げたのであります。

○長妻委員 これは、記者会見できのう厚労省の課長がおっしゃっておられたのは、異常値が見つかった原因について問われて、こういうことをおっしゃっているんです。初めて調査する労働基準監督官もいて、調査票への記入方法などを徹底することができなかったと厚労省の課長がおっしゃっているんです。徹底できなかったということ、全部やり直しの可能性があるんですよ、これは。高プロも含めて、議論の出発点になった調査であるからこそ、やはりこれはきちっと信頼性を担保してほしい、こういうふう思うから私は質問しているんですね。

それで、私自身は、今まで、末端の労働監督官の方ともお話ししました。いろいろな情報を得た中で、私は、きちっと調査していないというふうな疑念を持っているんです。私は強い疑念を持っているんです。

だからこそ、○九人日と加藤大臣がおっしゃられたわけですから、原本を出せなんて一言も言っていないですよ、曲解しないでいただいで。

○九人日だったということですよ、一社当

たり。ということは、四十七の労働局、その下に
ある監督署で、おっしゃったのは三百十三の監督
署から上がってきて、それを計算したら〇・九人
日だったとおっしゃっておられるわけですよね。
まあ、三百以上の労働署から上がってきたものを
試算すると〇・九人日だったというような趣旨の
話だと思いますので。

そうしたら、それぞれの労働署ごとに、じゃ、
この労働署は一・一人日だった、この労働署は〇
・八人日だった、それを積算をして、そして平均
が〇・九人日だったということだと思えますので、
別に帳簿を出せとかなんとかじゃない。じゃ、署
ごとに〇・何人日だったのかというのを三百いた
だきたい、その数字ということですよ。

○加藤国務大臣 委員の御指摘はあくまでも原本
というふうに私は誤解をしたことがありますので、
そこは失礼をいたしました。

委員御指摘のように、そういう表をつくって、
各署ごとに、何件やって、何人日、そういう表を
出せ、こういう趣旨であれば、それに対応できる
よう作業をさせていただきたいと思えます。

○長妻委員 そうしたら、それをきちっと出して
いただいて、本当に、監督官一人一人の記録に全
部当たったということでしょう。

監督官一人一人の記録が記載されている帳簿か
ら基づいて、それを試算したということではない
んですか。一人一人にはヒアリングはしていない
というの、先ほど確認しましたけれども。

○加藤国務大臣 ですから、監督官一人一人の日
々日々のもの、これは週レベルでまとめるか月レ

ベルでまとめるか、まあ、これは月レベルでまと
めているやつが私の手元にあります、それに
ついて、それがどういふ仕事をしていたのかとい
うことを各署ごとに、これはもう分析を持っている
わけですね。その中から、今回の労働時間等の調
査的監督、これに当たったもの、これでとれるわ
けですから、それを抜き出したということであり
ますので、それは各署ごとにまとまっていて、そ
してそれが本省にも報告をされている、そういう
ことであります。

○長妻委員 そうしましたら、今回の平成二十五
年度調査の調査的監督について、全ての監督官の
トータルの、一日一社当たりどのぐらい時間かか
ったか、これの集計が署ごとにあつて、それが労働
局ごとにあつて、そして上がってきたのが今の
数字だということだと思えますので、それぞれの
今申し上げたようなデータを出していただきたい
これはしかるべき時期にやはり出していただきたい
い。先ほど出すとおっしゃられたので、ぜひこれ
はお願いします。しかるべき時期にです。

次に参りますと、今回、この二十五年度調査が
労政審に出されましたけれども、二次被害とい
いますか、三次被害といえますか、この二十五年度
調査に基づいて、また新たな加工したデータを労
政審に示しているというような案件があるんじゃない
かと思うんですが、これはそれぞれどのくら
いあるんですか、件数でいうと。

○加藤国務大臣 済みません、その前に、出す資
料をちよつと明らかにしておきたいと思えますが、
私どもから、署、局、全体、これについてお出し

をするということでもよろしいですか。さつき監督
官ごとにおっしゃいましたが、ちよつとそれはと
ても無理なので、署ごとということでもよろしいで
すね。

それから、加工という意味は、それぞれ、例え
ば労政審にいろいなる資料を出させていた
おられますから、それは、ある意味ではそのままコ
ピーを出したのもあるかもしれないし、見
やすいように出させていただいたのもあると思
いますので、それが何件かと言われても、それは多
分労政審に出した枚数ということにもなるん
だろうと思えます。

○長妻委員 労政審の先生には、これは言ったん
ですか。

○加藤国務大臣 これというのは今回のこうした
こと、これについては個々の先生方には申し上げ
ておりません。

○長妻委員 これは対応の仕方としてどうなん
ですかね。

もう御存じのように、ここに出ている法案は、
閣法の法案は閣議決定されて出てきているん
です。労働法制の法案は厳格なルールがあるん
です。労政審に諮問して答申がなければ閣議決
定できない、こういうルール。まあ、もう皆
さん御存じ、当たり前ですけれども。

ところが、その答申の信頼性が揺らいでいる、
こういう今事態になっている。正当性が揺らい
でいるという重大な事態になっているにもか
かわらず、いっぱい加工しているんですよ、このデータ

を。

それで、労政審の先生に何もまだお知らせしてないんですか。では、皆さん、先生方は新聞を読んで驚いちゃった、こういう状況になっているんですか。

○加藤国務大臣 失礼しました。

皆さんにお出ししたやつを、きのう付で、それぞれの労政審の皆さんに送付をしている、こういうことでございます。

○長妻委員 郵便でただ送ったというようなことでありますけれども、それもいかななものかと思えますよね、新聞に出た後に。

それで、例えばいろいろあるんですけれども、この配付資料の十一ページ目でございますが、ここに資料の二の一というのが文中に出てくるんですが、これは、労政審の中で、平成二十五年度調査について、その二十五年度調査だけだとわかりづらいのでクロス集計をしてください、こういう委員のお求めがあったということでありませぬ。

これは、村山課長がこういうふうに言っているんですね。それでは、ただいま御指示のありました資料二の一から御説明いたします、前回、多数の御質問、御意見を頂戴いたしましたけれども、クロス集計でお求めいただいたものうちということ、クロス集計で出している。下の方の議事録の中に、九ページから十二ページが次のまじりの資料ですということ、るる議事録があるわけでありませぬ。

九ページから十二ページ目というのは、これは資料をつけていますが、配付資料十六ページ目、

これがクロス集計で労政審に出されたものでありまして、この資料の九、十、十一、十二と丸でページが囲っておりませぬ。

例えばこの資料の十一ページ、全体のこの配付資料の番号でいうと二十ページ、ここに、これはクロス集計しているわけですよ。これも相当大きな論議になったわけでございますけれども、「特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間外の法定時間外労働の実績」ということで、例えば、この①のところでございますが、三百六十時間超四百時間以下の特別延長時間、一年です。ある企業では、平均の時間外労働が二百七十六・五十一分、そして千時間超であると四百六十七時間三十一分、こういうふうにあるわけですが、これは、だから間違っているわけですね、この数字は。正しい数字は、どういう数字ですか。

○加藤国務大臣 これは二十五年度の実態調査のベースを踏まえてクロス集計を、これは実は集計をしていた委託先でお願いをしてつくっていただいたということでありませぬ、今回はデータそのものを精査をさせていただいたので、その委託先において加工していただいたものについてまで今精査をしているという状況にはございませぬ。

○長妻委員 そうすると、これですよね、きのう理事会に出てきた、皆さんが精査したデータ。だから、ここを幾ら見ても、この二次資料、こういうのはいろいろあるんですよ。二次資料についてこのデータが、正しいデータが幾らなのかはわからない。じゃ、これが間違っているという

ことは間違いないわけですね。

○加藤国務大臣 これは、ですから、最初にお出しした、二十五年度の当初と申し上げませぬけれども、当初の調査結果をベースにクロス集計をしたものが今委員御指摘のところでありませぬ。

○長妻委員 これはめっちゃくちやだと思いませんかね、与党の皆さんも。寝ている方も多いんですけれども。

これは大変なことだと思えますよ。この二十五年度調査に基づいて、そして委員の先生からクロス集計してほしいという依頼があつて、それで業者者にこれを出して、それでクロス集計。これで真剣に議論しているんですよ。議事録を私は全部読みましたけれども、相当な長い時間やっていますよ、これは何回も。そのデータがこれは違う。しかも、今、データが、これは幾らの数字が正しいのかわからないということですね、今の段階で。いつわかるんですか、これは。しかるべき時期に全部、二次加工データも含めて、正しいものを出していただかなければならないと思う。そうでなければ、これは全部撤回です。

○加藤国務大臣 今、御答弁申し上げましたように、現時点で、当初委託した先において、作業データを御出しして、そうした、これにかわる、要するに、新たな、私どもが出させていたデータベースにしたクロス集計というのは、現時点で私どもは持っていないということでございますが、委員からも御指摘がありますので、こうしたデータを更にどうやって出していくのか。これはまた委託先ともちよつと話をしなきゃなりません。

んけれども、そこに、そうすべく努力をしたいというふうに思います。

○長妻委員 これは、労政審の議事録、相当長いものがあります、何回も。

ほかの重要データも含めて、じゃ、正しいデータというのは、これはいつごろ出てくるんですか。しかるべき時期に出てくるんですか。

○加藤国務大臣 この件でお話をしてよろしいですか。（長妻委員「これ以外にもいっぱいあるんですか」と呼ぶ）いや、これ以外の件が、ちよつと何をおっしゃっているかわからないので……（長妻委員「だから、何があるのかわからない」と呼ぶ）いや、ですから、どのことを指摘されているかわからないので、わからないものを前提に私ちよつと申し上げられないんですが、本件について申し上げれば、今申し上げた、これは外部に委託してやらせていただいていますので、その委託先と、どういう計算手法で、どういうふうなプログラムでやったのか、こういうことの確認をやらせていただきたいと思います。

○長妻委員 加藤大臣、これは全部撤回した方がいいんじゃないですか。相当ややこしくなりますよ、これは。

加藤大臣、逆質問を今されましたけれども、私がちよつと見て、これは一個だけ、きのうわかったんですよ、一個だけ。ほかにもいっぱいあると思いますよ、言及されているのが。私に、どれだか教えてくれというのは無責任じゃないですか。

大臣、調べてください、全部、二次加工データ。

○加藤国務大臣 どういうデータが、要するに、

労政審にどういう資料を出したのかということを精査させていただいて、そのうち、データをそのまま転用しているもの、そして、今委員御指摘のように、加工して出したもの、これを精査させていただきたいと思います。

○長妻委員 これは、きちつとしかるべき時期に出していただかないと、前提がこれは崩れる話になる。まあ、もうなっていると思うんですけれども。どこまで加藤大臣が、そう大きな変化があると認識していないとぶら下がりでおっしゃって、相当大きな変化だと思えますよ。

じゃ、今のをせひ、ちゃんと調査して出したいだきたいと思えます。

この八ページ目でございますけれども、例えば、これは不親切なんです、きのう出していたいただいたのは。正誤表がないわけですよ、全然。何が正しいのか。

例えば、一つだけ例を挙げると、八ページ、誤っているのが、「一年の法定時間外労働の実績（一般労働者）（最長の者）」、これが、百五十七時間三十七分が、実際正しいというか、今回出されたのが百三十五時間十八分ということで、こんな、二十時間ぐらい違うわけですよ、これは。

その前のページの七ページは、「一年の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）」、これは前の、間違っただけというか、数字と言われているのが七十八時間三十分が、今回出てきたのが六十五時間五十一分なんです。これは全然、こういう議論を真面目にしているんですよ、労政審の先生方は。

それこそ、この平成二十五年度調査を、労政審のみならず、政党とか、当時民主党が野党、ほかも野党ありましたけれども、そういう政党、国会に、このデータに基づいて加工したものを出したというのはいくつかの、何件あるんですか。

○加藤国務大臣 済みません、今、急な御質問なので、過去のやつ、どれだけ出しておられるのか、多分、正直言って、全部把握をしていないんだろうと思います。その場において、これを出してくれと言われてコピーした、あるいは一回つくった資料だからといって出している数字がありますから、そういう全体でどれだけかというのは正直言ってなかなか把握していないし、申し上げるのも難しいんじゃないかと思えます。

○長妻委員 把握していないって、これ、大問題じゃないですか。だから、全部撤回すればいいんですよ、全部撤回すれば。これ、研究者は転用しますよ、どんどん。この平成二十五年度調査は全て撤回というふうにしなないと、おかしなことになるですよ。どれだけ出ているか把握できないって、これは無責任じゃないですか。

厚生省が責任を持って、平成二十五年度調査を加工して、各政党、国会だけでいいですよ、そうしたら。国会と政党へのレクチャー、そのデータも、訂正したものを提供していただきたい、何件あるか調べて。これはお約束できますか。

○加藤国務大臣 これは本件データに限らず、議員からいろいろ、これをお出ししてくれという御質問をいただいて、これをお出ししているケース、これはいろいろありますから、それを全部把握し

ているのかと言われても、なかなかそれは把握しておりませんし、それについてお出しするのは難しいというふうに思います。

ただ、こちらの方で、まず、先ほどお話にありました、基本的に、労政審等で使った資料、そういったものはそのまま使わせていただいているということ、あるいは政党等においてお出しをさせていただいたもの、これは政党の、例えば部会とか、そういったものは、ある程度把握できるのではないかと思いますが、個々の議員等々になると、これは正直言ってそこまで常に把握しているわけではありませんが、また、本件だけではなくて、一般においてもそこまで把握していないということとあります。

○長妻委員 そうしましたら、今、限定を言っていたので、限定すると、政党の部会及び国会、これに出した資料、これを訂正をする、案件を特定して。これはお約束いただけますね、しかるべき時期に。

○加藤国務大臣 どういったデータを出しているかということ、まず把握をさせていただきたいと思えます。

○長妻委員 そして、結局、裁量労働制のデータを全面撤回したのは、異常値が二十五事業所あったんですね。これは裁量労働制の調査の全事業所の一・六％。これが間違っていたら全部撤回したわけですよ、裁量労働制については。

ところが、一般労働者は、異常値が出た事業所は一般労働者の調査の全体の九・六％にも上るにもかかわらず、全面撤回しないということで、法

案の前提、根拠が崩れたのに、九千件は正しいというふうに言い張って、そのまま撤回をしないということ、過去の日付のクレジットでも、加工された資料が政党あるいは国会経由で世間に出回っている可能性もあると思います。これは全面撤回しないと、相当これは混乱を呼ぶというふうに思いますので、我々はこのデータの撤回を求めていきたい。

実は、今国会でも、逢坂さんが予算委員会の分科会で加藤大臣にこういう質問をしているんですね。今回のデータの調査結果が信頼に足るものではないと判断した場合は、データ自体を撤回する可能性はあるのかと聞かれたら、加藤大臣は、精査の結果次第であるというふうに答弁されているんですが、じゃ、この結果次第だということ、二割ぐらいだったから、まあ、撤回しないでよかったですんじゃないかと。三割、四割だったら撤回したのかどうかだと思わなくてすけれども、何で撤回しないんですか。撤回しない根拠は、三割、四割のデータだったら撤回するんですか。どうなっているんですかね。

○加藤国務大臣 るる説明をさせていただいてますように、今回は、明らかに異常値である蓋然性が高いというものをいろいろチェックをして、こうして精査をさせて、そして、サンプル数は、もちろん、サンプル数が相当減れば、それは委員の御指摘ということになると思いますけれども、そもそも裁量労働制は除外するということでありますから、それ以外も含めて九千件のデータということがあるということ、そうしたことも含めて、

こうして改めて再集計してお出しをさせていただいた、こういうこととあります。

○長妻委員 とんでもない答弁だと思えますね、サンプル数が相当減れば別だけれどもみたいな。これは二割減っているんですよ。相当減るといのは、半分より減っちゃったらだめということなんですか。そんなばかな話、ないじゃないですか。相当減るといのは、相当というのはどのぐらいなんですか、結局。

○加藤国務大臣 逆に言えば、九千件程度のデータがあれば、これはこういった形でお示しし得るものとして出させていただいた、こういうこととあります。

○長妻委員 だから、繰り返しですよ。九千件も、正しいかどうかは全くわからないわけですよ。厚労省の課長が、非常にデータのとり方自体が問題があったという発言をきのうされておられるわけですから、説得力がないと思うんですね。これは強く撤回を求めていきたいと思えます。

そしてもう一つ、高度プロフェッショナル制度の質問に入りますけれども、ちよつとこういうパネルをつくってまいりました。

この間いろいろ、我が党立憲民主党でも、ほかの野党とも協力して多くの方の御意見を聞いて、弁護士の方も含めて、法曹関係者も含めて、お伺いをしました、当事者、過労死の御家族の方も含めて。そうすると、我々が得た結論としては、高度プロフェッショナル制度では、事実上、過労死の立証ができない制度である、こういうことなん

ですね。

まず、過労死認定するには実労働時間の把握が不可欠である。実労働時間、把握する義務はないということですが。管理監督者ですら、深夜残業はつけなきゃいけない。だから、深夜残業については賃金台帳できちっと明記しないと処罰される、こういうことになる。裁量労働制ですら、深夜残業プラス休日労働も賃金をつけなきゃいけないので、それについては賃金台帳に明記しなきゃいけないということでありますが、高度プロフェッショナル制度は、深夜残業割増し賃金もない、何も時間規制のない戦後初の制度である。

健康管理時間というのがあるじゃないかと加藤大臣はよく言われます。健康管理時間は実労働時間と違いますよ、全然違いますよ。裁判になったときに使えません。これはもう常識です。

かつ、裁判するときにはダブルトラックで走るわけですが、労災認定で争う場合でも、国を訴えて、国の責任、労災認定をしてほしい、そして賠償については、損害賠償請求、会社に賠償請求する、この会社に賠償請求するときでも基本的に自己責任になってしまう。

高プロという働き方は、会社の時間的な指示が全くないわけですから、深夜残業もないわけですから、自分が好きで働いて、そして亡くなる、こういうことで、自分が時間管理を誤って、健康管理を誤って、一切会社には責任がない、自分が張り切り過ぎて働いて、そして会社の責任はない、賠償は取れない、こういうことになってしまう。制度自身が、時間について会社は指示しないわけ

ですから。

こういうことで、法曹関係者と話した結論は、非常に危険である。高度プロフェッショナル制度では、過労死はない。つまりこれは、ないという意味は、あつたとしても認定されないし、表に出ない、賠償も取れない、泣き寝入り。過労死がない制度である。（発言する者あり）管理職。今、与党から、管理職だつて同じだという不勉強な発言がありましたけれども、管理職は深夜残業がつくのを知っていますか、割増し手当。（発言する者あり）いますけれども、つく人はいますよ、管理監督者。つくんですよ、法的には。（発言する者あり）いや、管理監督者はつきますよ、深夜残業。あなた、お名前は何とおっしゃるんですか。管理監督者は深夜残業がつきますよ。

今、与党が、管理監督者は、残業代、深夜割増し賃金はつかないとおっしゃいましたけれども、加藤大臣、どうですか。つかないんですか。

○加藤国務大臣 管理監督者、休日はつきませんが、深夜残業はつくということがあります。

○長妻委員 だから、違うやじを言わないでくださいよ。（発言する者あり）いや、だからそういうやじを言わないでください。今回、私もいろいろ与党の議員の皆さんとテレビで時々働き方で討論するときがあるんですけども、こういう働き方ができないから高プロなんだとおっしゃるんですが、多くの場合は、フレックスタイムとか、短時間正社員とか、限定正社員とか、成果主義の給与体系とか、いろんな形を組み合わせればできるんですよ、実は。だから、高プロでしかできない

のは何かというのがなかなか出てこない。

それで、大臣にお伺いしますけれども、健康管理時間ですね。これは弁護士の方々も心配されておられるのは、健康管理時間を会社が短くつけてしまうんじゃないのか、こういう懸念を言われているんですが、健康管理時間は本人には通知はあるんですか、百超えないときには。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 今の健康管理時間でありますけれども、労働者への通知については、事業者の面接指導の実施義務の内容に当然含まれるものであり、そうした施行通達等にその旨を明記したいというふうを考えているところでございます。

○長妻委員 いや、今、答えていない。つまり、わかりますよ、一カ月、健康管理時間が百時間を超えれば、それは医師の面接指導を受けなきゃいけない。これは本人に通知はあるんですけども、百を超えない場合、会社が過少にしている百を超えない場合は全然わかんないわけですね、本人が自分の健康管理時間、会社は何時間でつけているか。これは通知があるんですか。

○加藤国務大臣 基本的には百時間というところで、いろんな仕組みがありますから、百時間の場合にはということでありまして、百時間未満の場合には、直接通知等するということにはならないんだろうと思います。

○長妻委員 だから、加藤大臣、私も、企業の経営者、みんな信じたいですよ。企業の経営者の皆さん、本当に真面目にやられておられると思いますが、ただ、現実にはブラック企業と言われる企業もあるんですよ。ですから、労働法制は、弱い立場の労働者の権利、健康を守る最後のとりでですから、性悪説に立たなきゃいけない、ある程度。そうしたときに、健康管理時間を短く短く本人も知らない間に設定されていたときに、さっぱりわからないわけですよ。これは生煮えなんじゃないですか、制度自体。

それと、例えば、これもお伺いするんですけども、じゃ、健康管理時間が一切記載がない場合、これは高プロはどうなるんですか。

○加藤国務大臣 先ほどの通知でありますけれども、通常の労働者の場合も、大体本人が把握しているケースが多いとは思いますが、逐一通知するというにはなっていないということでもあります。

その上で、今御質問の点でありますけれども、把握されていない場合には、この高度プロフェッショナル制度の適用から外れる、こういうことになるわけでありませう。

○長妻委員 外れるというのは、さかのぼるわけですか、始まったときからつけていない場合。

○加藤国務大臣 この高度プロフェッショナル制度においては、使用者が健康管理時間を把握することを講ずることを要件としているわけでありませうから、これを……（長妻委員「さかのぼるんですか」と呼ぶ）いや、ですから、これを実施して

……（長妻委員「ちゃんと答えられないから」と呼ぶ）いや、だから……（長妻委員「さかのぼるんですかと聞いているんです。はぐらかしてばかりいる」と呼ぶ）はぐらかしているわけじゃなくて、まず要件がこうだということを申し上げなければ……

○高島委員長 御静粛にお願いします。大臣の答弁中であります。

○加藤国務大臣 どうなるかということにはならないということで申し上げているので、高度プロフェッショナル制度においては、使用者が健康管理時間を把握する措置を講ずることを要件としており、これを実施していない場合には、実施していない時点までさかのぼって制度は無効になる、こういうことであります。

○長妻委員 例えば、そうしたら、一年経過した、それで、初めから健康管理時間をつけていなかった場合、一年さかのぼった場合は、残業代が払われるわけですよ。でも、帳簿をつけていないわけですよ、時間管理していないから。残業代を払えないじゃないですか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、そういった事態というのは通常だつてあり得るわけでありませうから、そういった場合には、いずれにしても、健康管理時間があつたとしても、それをそのままのみにするのはなくて、これまで申し上げておりますように、パソコンのログとか、さまざまな関係者から話を聞くとか、そういった中で、こうした時間を働いていた、こういった認定をした上で、当該認定した時間に応じて賃金の支払いがな

ければ、その支払いを求めていく、こういうことになるわけですよ。

○長妻委員 生煮えですよ。

通常でもあると言いましたけれども、通常でも、確かに、時間を全然つけていないというのはありますけれども、これは罰則がつけちゃうんですよ。知っているんですか、貸金台帳不備ということ。貸金台帳に、普通の働き方は、深夜残業とか普通の残業とか休日出勤、これはつけないといけないわけですよ。即座に罰則ですよ、それは。罰則がずつとかららないまま長期放置して、さかのぼって時間を見ろといったって見られないんですよ。

そして、先ほど、いやいや、一般労働者も、残業時間、そんなの告知がないよ、同じだみたいな話がありましたけれども、加藤大臣、本当に大丈夫なんですか。一般労働者は、確かに、一般労働者に対して、残業代、あなたは今月何時間ですか告知しませんけれども、残業代ということでお金がきちつと振り込まれるんですよ。それで毎月わかるんですよ、一般労働者は。裁量労働者の方も、休日と深夜残業は振り込まれるからわかるんですよ、ああ、ちゃんと管理してくれているんだなど、時間を。全然同じ文脈で言う話じゃないですよ。

そして、もう一つお伺いしたいのは、一千七十五万の年収要件を一万円でも下回った場合、これは高プロはもとから無効になるわけですよ。あるいは、いつから無効になるのか。

例えば、こういうケース。高プロを、例えば一年間、高プロで契約した、そして、ただ、一生懸

命やっていたんだけれども、半年後に病気になって一カ月ぐらい休業してしまつた、一、二カ月。そうすると、会社としては、ちよつと高プロ、一千七十五万というのはなかなか難しいので、解除したいと会社が言ったといった場合は、これはどうなるんでしょう。

○加藤国務大臣 仮に解除となれば、解除したところまでにおいて、その時間に応じて、先ほど申し上げた要件に満たす年収が払われているかどうかで判断するということになるんだろうと思います。

ただ、簡単に解除できるかどうか、そこはまた別途あると思います。仮にその解除が有効だということになればということでありますから。

○長妻委員 いや、今の話、随分勝手なことができてるんですね。会社から解除をばつとさせてできてるんですか。病気になつたからだめだよと。いや、今、そうじゃないんですか。

だから、一千七十五万円を一万円でも下回つた場合は、これは高プロじゃないわけですよ。そうすると、例えば一カ月契約の場合、一カ月契約だと、一千七十五万を割り算して十二で割ると九十万です。そうすると、一カ月契約で高プロをしたときに八十五万円だった場合は、高プロは無効になるんですか。

○加藤国務大臣 委員の前提になつていて一千七十五万というのはこれから決めることで、大体このぐらいの目安だろうということを上上げた数字でありますから、それを前提にお話をさせていたきたいと思いますけれども。

したがって、要件として、一年度、場合によっては、一千七十五万円にすればの話ですが、一千七十五万円は支払われることが見込まれるということが要件でありますから、当然、今委員のように、期間が短くなれば、その状況の中で、今申し上げた要件が満たされているかどうかということが問われるわけであります。

○長妻委員 そうすると、正確には一千七十五かどうかわからないわけですが、おおむねそのぐらいの数字になると。

そうすると、それだと、一カ月の高プロ契約であれば、一千七十五がそうだとしましょう、一千七十五割る十二、この十二カ月、一カ月分、それよりも一カ月の賃金が下回ってしまうと、一カ月の高プロの契約というのも無効になるといふことでよろしいんですね。

○加藤国務大臣 今委員御指摘は、要するに、一カ月間という雇用契約を前提にしたということがありますよね。高プロにおいてそういうことがまずあるかないかというのちよつと別に置いておいて、仮にそうした事態があれば、今申し上げたように、年収要件について、その一月ということでは換算した金額を上回れば、年収要件についてはクリアするということになるわけであります。

○長妻委員 これは、ブラック企業担当というか、ブラック企業と闘っておられる弁護士さんなんかと相当意見交換すると、高プロはいろいろな悪用パターンが考えられると。一つは、例えば、三月の期末、一カ月だけうちの会社は専門職を高プロにする、こういうようなことも十分考えられると

いうことなので、今申し上げたところでは、そうすると、高プロの職種なんですから、SEは含まれるんですか。

○加藤国務大臣 基本的に、高度プロフェッショナル制度の対象については、これから議論することになるわけでありまして、これも、これが、専門的な技能が求められ、そして従事した時間と成果との関係が通常高くない、こういう業務ということでありまして、もう委員御承知のように、労政審では幾つかの事例を具体的に挙げておりますけれども、それはこれから更に議論をするということになるわけでありまして。

○長妻委員 そうすると、SEも入る可能性は排除されないということですね。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。
加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 したがって、同じことになりましてけれども、その従事していた時間……（長妻委員「可能性があるのかどうか」と呼ぶ）いや、ですから、従事していた時間と従事した成果との関連性があるもの、また、専門的知識等を要しないもの、これは対象とならないということでありまして、御指摘のSEといつてもいろいろパターンがあるんだろうというふうに思いますから、今申し上げたような、どういう業種にするかというところ、これは労政審で決めていただいた中で、

今おっしゃるSEの中でもそれが対象になるかならないか、これで決めていくことになるわけでありませう。

○長妻委員 排除されないということで、これは驚くべき答弁だというふうに思います。

私自身も、かつて電機メーカーの営業マンをしていたときに、SEの方と一緒に仕事をしていました。単純なプログラムをつくる人はプログラマーといいます。SEは、みんなコンサルタントなんです。コンサルをしてプログラムをつくるわけでありませうから。

SEが入ったら、私は大変なことになると思いますよ。みんな残業、長時間残業。私のかつて周りにいた人は、もう百時間以上とか二百近くとか、そういう方々が、会社にとつては一千七十五払っても安いもんだというようなことになれば、どんどんどんどんそういう方が過労死されるといふことは、私は火を見るより明らかであると思います。最後に質問しますけれども、では、例えば、高プロで、徹夜しないとできないような業務を与える、こういうのはいいんですか。

○加藤国務大臣 徹夜しなきゃできない業務ということは、先ほど申し上げた、その成果と時間との関係が通常高くないということでありませうから、それはどういふことを具体的にお願いします。それなのかということなんだろうと思います。

それから、もう一つは、具体的に、この高度プロフェッショナル制度の場合には、どういう職務をするかについて事前に文書で合意をするということになっているわけでありませうから、そういう

たことを含めて、しっかりとこの要件、これから詰めなきゃいけない、労政審で議論していただくところがありませんから、そういうところでも議論していただいた上で、その要件を具体的には詰めていきたいと思ひます。

○長妻委員 明確に否定されないということでありませう。

その職務を詰めると言っても、私もいろいろ議論すると、例えば金融コンサルタント全般とか、そういう一行でもいいわけですよ、職務は。そうしたら、そんな日々の仕事量というのは、それはそこに書けないわけでありませうから。

最後に、これは質問ではありませんけれども、申し上げたいのは、これは与党の皆様にもぜひ御理解をいただきたいということで申し上げるのは、この高度プロフェッショナル制度を本当に削除してほしい。戦後初の時間管理がゼロの制度だ。深夜残業ですら、管理職、つくんですよ。なぜ深夜残業がつくかという、深夜は負荷がかかる、労働の。だから、企業に、抑止するために割増し賃金で、深夜割増し賃金制度がある、こういうことは国会答弁でもありません。

ですから、それも外しちゃっている。安全弁です。最後のセーフティネットも外している働き方を入れて、性悪説にやはり立たなきゃいけない。ブラック企業は虎視眈眈と狙っていますよ、この高プロ。これが、高プロのもとで過労死されると、労災認定も事実上できない、賠償も事実上とれないということ、事実上、立証ができない制度になる。つまり、過労死がない制度にな

るんですよ、高度プロフェッショナル制度。企業にとつては、過労死がない制度になるんですよ。つまり、正確に言えば、過労死が見えない制度になるんですよ。世間からも隠されます。

ぜひ、これは与党の皆様も含めて、ここについては、だって、裁量労働制の営業を削っていたいたわけですから、これは後ろ倒しにするわけでしょう、いざ。だから、それと一緒に高プロも後ろ倒しにして、そしてデータもそろえて、議論し直してもいいじゃないですか。全部撤回しろなんて言っていないんだから。ここだけです。この部分だけ、この部分だけ撤回してくださいよ、これはせめて。

田村元大臣も力があるんだから、加藤大臣と連動すれば、これはできますから。ぜひ、ぜひお願いします。

ありがとうございます。